

消防危第 22 号
平成 5 年 3 月 25 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物データベースの運用の変更について(通知)

危険物データベースについては、「危険物データベースの運用について」(平成元年 11 月 20 日付け消防危第 107 号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知。以下「107 号通知」という。)に基づき運用しているところである。

今般、危険物データベースの一層の充実及び活用を図るため、危険物データベースに登録する物品の種類を追加することとし、また、危険物保安技術協会においては、危険物データベース登録確認書(以下「登録確認書」という。)に物品の状態及び引火点を記載することとしている。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺漏のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 危険物データベースの変更について

平成 5 年 4 月 1 日から、危険物データベースに登録する物品に危険物の規制に関する政令別表第 4 の品名欄に掲げる「合成樹脂類」を追加すること。

2 登録確認書の変更について

(1) 平成 5 年 4 月 1 日以降に危険物保安技術協会から交付される登録確認書の様式は、状態欄及び引火点欄が追加された別紙に掲げるものに変更されること。

(2) 平成 5 年 4 月 1 日以降に危険物データベースに登録される物品の登録確認書に当該物品の状態及び引火点が以下のとおり記載されること。

ア 状態の記載

次の物品については、その状態が記載されること。

- (ア) 第 1 類の危険物 粉粒状・粉粒状以外の別
- (イ) 第 3 類の危険物 固体・液体の別
- (ウ) 第 5 類の危険物 固体・液体の別
- (エ) 非危険物 固体・液体の別

イ 引火点の記載

次の物品については、その引火点が記載されること。

- (ア) 第 4 類の危険物
- (イ) 第 2 類の危険物のうち、引火性固体

3 留意事項

(1) 登録確認書への状態及び引火点の記載は、2(2)のとおり、平成5年4月1日以降に危険物データベースに登録される物品についてなされるものである。したがって、同年3月31日までに危険物データベースに登録された物品については、同年4月1日以降に発行されるものであっても状態及び引火点の記載はなされないものであること。

(2) 消防機関等に事業者等から登録確認書が提出された際、当該登録確認書に状態及び引火点が記載されていない場合には、当該事業者等に問合せ等を行うことによりその内容を確認することとし、状態及び引火点が記載された登録確認書の提出を改めて求めないこと。

4 略